

「申請に対する処分」基準等公開票（条例又は規則）

許認可等の名称	使用料の還付	
根拠条例等・条項	堺市市民交流広場条例施行規則第14条	
所 管 課	都心未来創造 部	都心活性化 担当
審 査 基 準	<p>使用料の還付については、堺市市民交流広場条例施行規則第14条の第1項第2号あるいは第2号に基づき審査する。</p> <p>○堺市市民交流広場条例施行規則 （使用料の還付） 第14条 条例第5条第3項ただし書の規定により使用料を還付することができる場合及びその額は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 天災地変その他使用者の責めに帰することのできない事由により使用できなくなった場合 既納の使用料の全額</p> <p>(2) 使用者が、使用しようとする日前14日までに使用許可の取消しを申し出て、これを認められた場合 既納の使用料の全額</p> <p>2 前項の規定により使用料の還付を受けようとする者は、堺市市民交流広場使用料還付申請書（様式第4号）に使用許可書を添付して市長に提出しなければならない。</p>	
標準処理期間	標準処理期間	14日
	標準処理期間を設定できない理由	